

日港協は港湾労働者の声を聞け！ 48時間スト(4/14～15)で要求貫徹！



**大幅賃上げ・六五歳定年制早期実現
港湾年金制度拡充・労災補償拡充**

一九港湾春闘は、二月一九日の第一回団交において要求提出を行つて以来、四月十一日までに六回の団交を重ねてきた。しかし、日港協は、組合側の定年延長早期実現や港湾年金制度拡充などの諸要求

に「個別企業の問題」とか、「引き続き検討する」として、真摯な回答を行っていない。

そればかりか、産別交渉と産別

協定の基本である「産別最低賃金制度」に対し、今年も「独占禁止法に抵触する恐れがある」として、今次春闘でも「統一回答はできない」と表明した。

日港協の不誠実な姿勢に

組合員の皆さん！日港協のこれまでのような姿勢では、一九春闘で掲げた港湾労働者の切実な要求

は一步も前進させることは困難です。全国港湾は比較的長期の取り組みが重要と判断し、三月二〇日（第三回団交）には三月三十一日（日）以降の全日曜の休日出勤拒否（ストライキ）を通告し、これまで二回の日曜（三月三十一・四月七日）の就労拒否（ストライキ）を決行した。

それでも、日港協は大幅な修正回答を行わなかったため、三月二九日（第四回団交）には、四月十四日（日）に加え、十五日（月）にストライキ



四月十四～十五日の全港

ストを敢然と打ち抜こう！

四月十一日の第六回中央団交は、日港協の不誠実な回答で決裂した。

全国港湾は、断固として日港協の対応に抗議し、要求前進に向けてストライキを決行することを表明し、同時に五月の長期連休の就労拒否も検討することを示唆して団交を終えた。

全国の仲間はたたかう体制を整えている。魅力ある港湾労働の旗を高く掲げ、一九春闘要求の前進を目指して力強くたたかおう。

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU-KOYANI)

- 全港湾●日港労連●検数労連●検定労連●大港労組●全倉運
- 全日通●北海道港湾●東北港湾●日本海港湾●東京港湾
- 川港労協●全横浜港湾●駿河港湾●名港労協●大港労協
- 神戸港湾●四国港湾●関門港湾●博多港湾●鹿児島港湾●沖縄港湾

日港協が中央委の「あっせん」を拒否 産別統一回答を否定し続ける

**産別交渉体制の維持こそ良好な労使関係への大道
事前協議制度の強化で「雇用と職域」を守ろう！**

産別統一回答は

産別交渉の基軸

中労委は「団体交渉における使用者の行為は：独占禁止法上の問題とはならない」として「真摯に協議し、その解決に努めること」とのあっせん案(別掲)を示した。

事前協議制度の大切さを具体的行動で示せ！

「独占禁止法に違反する恐れがある」との理由で、日港協は産別最低賃金に関する統一回答を拒否している。本件で組合側は中央労働委員会に、産別統一回答が独占禁止法に抵触しないことを明らかにして産別交渉が進むよう、あっせんを申請していた。二月九日に、

する組合の統一交渉にまで押し付け、制限している。
産別交渶は産別統一回答があるからこそ成立するのであり、これを拒否することは、港湾産業に働く労働者全体の労働条件向上にブレーキをかけるものであり、統一回答の実施は、一九春闘の譲れぬ一線である。

中央労働委員会 「あっせん案」

今次争議は、下記のより解決を図られたい

記

団体交渶における使用者の行為は、公正取引委員会競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会報告書(平成30年2月15日)」でも確認されているとおり、独占禁止法上の問題とならない解されるため、労使双方は、産別最低賃金について、真摯に協議を行い、その解決に努めること。

その中で「中央労働委員会自体が言葉に責任はない」と中労委は無責任とまで言い放った。

このように、「独占禁止法に抵触の恐れ」だけを繰り返し、「違反」するとの論拠も示さないで、統一回答は独占禁止法上の問題にならないとする中労委あっせん案に敵意さえじませるのが日港協の姿勢であり、断じて容認できない。そして、その考えを、全国港湾に結集

交において日港協は、あっせん案について、「中央労働委員の方的な解釈」とし、「公取委に対する免罪符にならない」と表明し、あんせん案の受諾を拒否する旨を回答した。

組合側が日港協に事態の是正を要請したにもかかわらず、日港協は、重大な制度違反との問題意識を持たないばかりか、何らの対策も講じてこなかった。日港協は、「産別協議体制、事前協議制度は大事」と繰り返し口にするが、実効を伴っていない。

一九春闘の大きな課題の一つであり、ここでも日港協の姿勢を追及していくこう。

GW(4月28日~5月6日)連休出勤拒否を示唆